

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

## ■環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

### 環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針（第4章115ページ）が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

### 実施状況

2008年度に、環境調査制度の手続きを経て、事業実施が公表された2件について、その概要は次のとおりです。

#### 1 殿町3丁目地区整備方針(案)

位置	川崎市川崎区殿町3丁目地内	事業主体	川崎市
目的	工事跡地の土地利用転換に際して、神奈川口構想の実現に向けた適切な土地利用・都市基盤整備等の誘導を図るための川崎市の基本的な考え方を示すものであり、これに対する一般市民等の意見聴取を踏まえて、整備方針の決定及び必要な諸手続を行う予定です。		
内容	区域面積：約40ha		
環境配慮の考え方	臨海部	大気	鉄道駅からのバスシステムや環境負荷の少ない自動車の導入を図る。
		緑	河川環境や周辺地域との調和に向けた公園・緑化等のオープンスペースの確保を図る。
		都市アメニティ	多摩川景観形成ガイドラインの趣旨を踏まえ、先導的な景観形成を誘導する。
		資源・廃棄物	循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用の取組みを推進する。
	商業・業務施設整備事業	エネルギー	断熱性能に優れた部材の採用等により、省エネルギーや冷暖房効率の向上に配慮した構造とする。
		大気	建設機械について、待機時や駐・停車時のアイドリングストップの徹底を図るとともに、工事用車両のエコドライブを徹底する。
		都市アメニティ	地区内道路からの出入りを基本とする。歩車分離を図り、歩行者の交通安全に配慮する。
		資源・廃棄物	廃棄物の分別を徹底し、発生抑制や再利用・再生利用の取組みを推進する。
	研究施設整備事業	エネルギー	断熱性能に優れた部材の採用等により、省エネルギーや冷暖房効率の向上に配慮した構造とする。
		大気	建設機械について、待機時や駐・停車時のアイドリングストップの徹底を図るとともに、工事用車両のエコドライブを徹底する。
		資源・廃棄物	循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用の取組みを推進する。
		エネルギー	施設の照明、冷暖房、給湯等の設備機器は、極力エネルギー消費の少ない機種を導入する。太陽光発電などの新エネルギーの導入を図る。
指摘事項	川崎市では、殿町3丁目地区について、整備方針に基づく新たな機能導入を促進する予定だが、企業誘致に際しては、立地企業に対して土地利用・都市基盤施設整備に関する方針のほか、環境調査書の環境配慮の考え方に基づいて、環境配慮への適切な助言に努める。よって、本整備方針(案)は環境面から見て、十分評価できるものと考えらる。		

2 (仮称)小杉駅北部地区再開発等促進区を定める地区計画

位置	川崎市中原区小杉町1丁目、2丁目地内	事業主体	川崎市
事業の目的	小杉駅北部地区は、民間開発事業等により、都市基盤の整備や医療、商業、公益施設及び都市型住宅の建設等が行われることを前提として、川崎都市計画「(仮称)小杉駅北部地区再開発等促進区を定める計画」を定めるものである。		
内容	区域面積：10ha		
環境配慮の考え方	内陸部	建造物影響	テレビ電波障害に対しては、共同受信施設の設置等による障害防除対策を行う。
		緑	小杉地区緑化推進重点地区計画に基づき、歴史と文化を生かした緑の回廊づくりを推進するとともに、広域避難場所である等々力緑地と緑のネットワーク化を図り、防災性を高める緑の骨格作りに配慮する。
		都市アメニティ	武蔵小杉駅から等々力緑地や計画区域内を結ぶために、武蔵小杉駅の自由通路から連続するペDESTリアンデッキを整備する。
	住宅団地整備に関連するもの	建造物影響	テレビ電波障害に対しては、共同受信施設の設置等による障害防除対策を行う。
		都市アメニティ	等々力緑地への玄関口にふさわしい都市空間の形成を図るべく、街区内に広場を設ける。公共空地を連続した良好な環境を有する広場状、歩道状の空地を敷地内に整備する。
		エネルギー	共有部分の照明、冷暖房等の設備機器は、極力エネルギー消費の少ない機種を導入する。
		資源・廃棄物	建設資材等の搬入にあたっては過剰な梱包を控える。
	商業・業務施設整備に関連するもの	大気	建設機械について、待機時や駐・停車時のアイドリングストップの徹底を図るとともに、工事用車両のエコドライブを徹底する。
		騒音・振動	駐車場は自動車の排気ガスによる大気汚染や騒音・振動の影響を軽減するよう配慮する。
		緑	敷地内に緑豊かなオープンスペースを確保し、うるおいとやすらぎのある空間を創出する。
		建造物影響	テレビ電波障害に対しては、共同受信施設の設置等による障害防除対策を行う。
		エネルギー	日射付加軽減効果のあるガラス等の採用や断熱性能に優れた部材の採用等により、省エネルギーや冷暖房効率の向上に配慮した構造とする。
指摘事項	環境の改善に係る配慮は適切に組み込まれており、都市景観の向上や緑化した公園、広場等の機能を有するオープンスペースの確保による環境改善の要素も大きいと考えられ、本事業は推進すべきものと判断される。今後、本計画の決定に際しては、事業者に対して本調査書における環境配慮の内容を着実に配慮し、基本計画に反映するよう指導するとともに、関係局とも十分協議、調整を図っていくこととする。		

環境影響評価

川崎市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」(環境アセスメント法)が制定され、方法書手続(スコーピング)等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるように評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

## 実施状況

2008年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

### 1 条例環境影響評価準備書等受理状況

件数	件名
15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 塚越マンション計画</li> <li>・(仮称) 高津区千年集合住宅計画</li> <li>・(仮称) 古川町共同住宅計画</li> <li>・(仮称) 犬蔵三丁目マンション計画</li> <li>・川崎市立井田病院改築整備事業</li> <li>・(仮称) 全日空殿町計画</li> <li>・(仮称) 車両整備・検査工場建設</li> <li>・新百合ヶ丘総合病院建設事業</li> <li>・(仮称) 川崎小倉ショッピングセンター計画</li> <li>・川崎市多摩スポーツセンター建設事業</li> <li>・(仮称) はるひ野五丁目戸建プロジェクト</li> <li>・殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)</li> <li>・(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設</li> <li>・(仮称) 第一高周波工業(株)水江事業所建設計画</li> <li>・(仮称) 川崎区水江町リチウムイオン電池製造事業</li> </ul>

### 2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業</li> <li>・(仮称) 中幸町3丁目再開発計画</li> <li>・鷺沼四丁目マンション計画</li> <li>・(仮称) 京町三丁目共同住宅計画</li> <li>・明治大学農学部黒川新農場(仮称) 整備計画(条例方法審査書)</li> <li>・(仮称) 塚越マンション計画</li> <li>・(仮称) 高津区千年集合住宅計画</li> <li>・(仮称) 古川町共同住宅計画</li> <li>・(仮称) 犬蔵三丁目マンション計画</li> <li>・川崎市立井田病院改築整備事業</li> <li>・(仮称) 全日空殿町計画</li> <li>・(仮称) 川崎小倉ショッピングセンター計画</li> <li>・(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設</li> </ul>

### 3 環境影響評価審議会の開催状況

件数	件名
7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治大学農学部黒川新農場(仮称) 整備計画</li> <li>・(仮称) 中幸町3丁目再開発計画</li> <li>・(仮称) 小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業</li> <li>・川崎発電所リブレース計画(更新及び増設)</li> <li>・鷺沼四丁目マンション計画</li> <li>・(仮称) 車両整備・検査工場建設</li> <li>・殿町三丁目基盤整備事業(仮称)</li> </ul>

※川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正に係る審議会を2回開催した。

## ■広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体はもとより、国連と協調し国外との連携も必要となります。

市では、国際連合環境計画連携事業や八都府県市首脳会議等を通して、多角的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

## 取組状況

### 国際連合環境計画「UNEP」連携協調事業

産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進しています。「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」の開催や「UNEP アジア・太平洋エコタウンプロジェ

クト」等 UNEP 事業に協力し、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かした国際貢献を進めました。

### 八都県市首脳会議における取組

2008 年度の八都県市首脳会議における環境問題（地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等）及び廃棄物問題の検討状況の主な概要は、次のとおりです。

#### ●環境問題

- ・地球環境の保全に関しては、新たに地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策についての具体的な行動を推進するための工程表について検討を進めた。また、地球温暖化防止キャンペーンを実施するとともに、北海道洞爺湖サミットに合わせて、明かり（電気）を「けす（一斉消灯）、かえる（電球形蛍光灯への交換）、えらぶ（再生可能エネルギーの普及）」八都県市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）を実施した。
- ・大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、ディーゼル車規制の効果的な取組を実施し、エコドライブによる自動車使用方法の改善などを普及啓発するとともに、実効性のあるエコドライブの普及拡大に関する要望を国へ行いました。
- ・東京湾の水質改善については、各自治体の底質調査結果を収集し取りまとめました。また、水環境改善について情報交換を行うとともに、7月に「東京湾水質一斉調査」を国・大学・企業・市民団体等と連携・協働して調査し、啓発活動として環境教育を実施しました。
- ・緑の保全・創出施策に関しては、八都県市が連携して取り組む具体的な施策の実現に向け調査・検討を進めるとともに、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び財政措置の拡充等、国等への要望を行いました。また、八都県市地球温暖化防止一斉行動と連携して「緑のカーテン・キャンペーン」を実施しました。

#### ●廃棄物問題

- ・等々力競技場で行われた「スーパー陸上 2008 川崎」において、リユース食器を使用し、「リデュース&リユース in 八都県市キャンペーン」の普及啓発を行いました。
- ・かわさき市民祭りにおいて、「容器&包装ダイエット大賞」の投票を呼びかけ、容器包装発生抑制の取組を行いました。
- ・リサイクル関連法等に関する制度改正等を国へ要望しました。
- ・製造事業者や販売事業者等に対して、ポイ捨て防止措置の強化を求めるなどの対策を講じるために、散乱ごみの組成と量、散乱ごみの製造事業者や販売事業者等、ポイ捨て防止のための製造事業者や販売事業者等の取組状況、行楽地における散乱ごみの時期的な変動などを把握することを目的として、散乱ごみの実態調査を行いました。
- ・産業廃棄物処理業者（収集運搬、中間処理）の標準的な財務内容の把握及び経理的基礎の有無の判断を行う場合の財務内容の評価方法の検証等の調査を実施し、許可の審査に当たってのガイドンスとして利用できるシステムを構築しました。
- ・産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 28）と共同して、高速道路において産業廃棄物処理運搬車両を対象に積載物やマニフェストの一斉調査を行いました。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する制度の問題点等について情報交換を行うとともに課題を整理し、法令の改正等を国に要望しました。
- ・八都県市の産業廃棄物の排出状況や処理実態を把握するため、各都県市が実施した直近の産業廃棄物実態調査結果をまとめるとともに 2008 年度の八都県市における産業廃棄物の排出量及び処理状況の推計を行いました。

### 神奈川県公害防止推進協議会における取組

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」、「化学物質環境問題」の3つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取り組んでいます。その一環として、パンフレット等を作成、配布するなど、普及・啓発活動も行っています。2008 年度は、エコドライブとディーゼル車運行規制についてスローガン入りのウェットティッシュを作成して広報に努めるとともに、SPM 対策として PM2.5 等環境調査の実施及び VOC 対策講演会の開催や、リスクコミュニケーションに関する冊子の作成等を行いました。

### 川崎市自動車公害防止推進協議会における取組

2009年3月に、第24回川崎市自動車公害防止推進協議会を開催し、2006年度に改訂

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策

⇒ 「第2章 重点分野」の「大気汚染の低減」重点的取組事項の実施状況に掲載。



した「川崎市自動車公害防止計画」に沿った市及び関係団体、関係機関の自動車対策に関する施策の推進状況及び今後の政策について協議しました。また、2006年度から3か年における自動車公害防止計画として、エコドライブへの取組推進、低公害車普及拡大、自動車騒音防止の対策メニューへの位置づけ等を盛り込み、改定しました。

## ■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

## 取組状況

2008年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	環境局事業概要（緑編）	1回/年	環：緑政企画担当
公害	環境局事業概要（公害編）	1回/年	環：企画指導課
	川崎市の大気環境（測定結果）	1回/年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環：公害研究所
	水質年報	1回/年	環：環境対策課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回/年	環：廃棄物政策担当

## ■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2008年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

### <公害研究所における調査研究結果>

テーマ	川崎市臨海部における海陸風の都市熱環境への影響に関する研究
目的	都市におけるヒートアイランド現象は、人体への直接的な影響として、熱中症などの健康への影響が懸念されています。ヒートアイランド現象の要因は、人工的な排熱、アスファルトやコンクリートなどの地表の被覆などが考えられています。この研究では、排熱が気温に与える影響を把握するために、工業地域を含む臨海部をフィールドとした気象観測調査を行いました。
内容	2008年8月から9月に、工業地域を挟むように南北方向5kmの範囲で観測地点を選定し、計5地点における気温や風のデータを収集しました。
結果	南風または北風が吹く時間帯のデータをそれぞれ集計した結果、南北どちらの風が吹く場合でも、風下の気温は風上よりも平均で0.5℃高いことが分かりました。この結果から、工業地域からの排熱の移流、地表や構造物による放射が風下の気温上昇に寄与していることが推測されました。
活用	この調査結果は、共同研究者である国立環境研究所が開発しているシュミレーションモデルに活用され、より詳細な熱環境の解析が期待されます。また、この内容について、ホームページでの公表、学会での発表を予定しています。

テーマ	川崎市における粒子状物質の粒径別成分組成
目的	一般環境大気及び道路沿道周辺の大気に含まれる粒子状物質の濃度及びその成分組成を明らかにすることにより、大気中の粒子状物質の挙動を把握し、粒子状物質対策に必要な資料を得るための調査を行いました。
内容	川崎市内の一般環境大気測定局（一般局）3地点（田島、中原、麻生）、自動車排出ガス測定局（自排局）3地点（池上、二子、柿生）の計6地点で毎月1回7日間、大気に含まれる粒子状物質について、PM2.5（粒径2.5μm以下の粒子）及びPM（2.5-10）（粒径2.5~10μmの粒子）の濃度を調査しました。また、それらの粒子に含まれる炭素成分、水溶性イオン成分8種、金属成分14種について分析しました。

結果	2008年度のPM2.5の平均値は、一般環境3地点とも19 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、道路沿道で22~31 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、PM(2.5-10)の平均値は一般環境で8~10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、道路沿道で9~12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。 人為的発生源由来粒子の主成分であるディーゼル排気粒子と二次生成粒子をみると、ディーゼル排気粒子と関連の高いPM2.5中の元素状炭素濃度は、一般環境3地点とも2.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、道路沿道で3.7~7.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。一方、二次生成粒子の主成分であるPM2.5中の硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、アンモニウムイオンの合計は、一般環境で9.8~10.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、道路沿道で10.8~12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となりました。
活用	現在、環境省では中央環境審議会において、PM2.5の環境基準の設定について審議を行っており、PM2.5の対策は強化される方向にあります。本市としても、PM2.5を継続して調査し、濃度推移を把握するとともに、成分分析などの実態調査を行い、PM2.5の対策に役立てていきます。

テーマ	事業所における排水処理施設の性能調査（活性汚泥処理等）
目的	川崎市内にある事業所における排水の質、量及び処理方法等の実態を把握し、排水処理施設の適正な維持管理を行うことにより、負荷量を更に削減し、公共用水域の水質保全の一助とすることを目的に調査を実施しました。
内容	2008年度に川崎市内にある9事業所の協力を得て、排水処理施設における処理前後の水質試験（COD、全窒素、全りん等）及び活性汚泥の生物相と処理効率調査について行いました。
結果	排水処理施設における工場排水の水質試験では、CODについてほとんどの調査事業所で80%以上の除去率でした。生物学試験では、活性汚泥の生物相と処理効率には関連性があり、今回、肉質虫類、繊毛虫類（ツリガネムシ類、Aspidesca 類、Euglypha 類等）、輪虫類等が確認されました。処理施設における流入・処理水質、種々の処理条件とその条件下において優先的に出現する生物との関係を十分把握することが、適切な維持管理につながる事がわかりました。
活用	今回の調査結果を事業所へ還元し、適正な維持管理が図れるよう行政の指導及び助言の一助となっています。今後も事業所における排水を監視・調査するとともに、過去の水質分析結果に生物学試験を加え総合的な性能評価を行い、川崎市における水質保全のための基礎資料として活用していきます。

### <衛生研究所における調査研究結果>

テーマ	地上及び上空におけるスギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査
目的	国民の10%から15%がスギ及びヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では1986年から花粉アレルギー症にかかわる事業の一環として、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査を行ってきました。
内容	地上（Darham式捕集器及びIs-rotary式捕集器）と上空（消防局の協力によるヘリコプターでの調査）で、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況を調査しました。
結果	Darham式捕集器による調査結果は下記のとおりでした。 スギ花粉について 飛散開始日は2月5日でした。最多飛散日は2月15日、飛散終了日は4月23日でほぼ平年並みでした。最多飛散数は619.1個/cm <sup>2</sup> 、総飛散数は3735.2個/cm <sup>2</sup> で平年よりやや多くなりました。飛散期間は78日間で平年より長くなりました。 ヒノキ花粉について 飛散開始日は3月16日、最多飛散日は4月8日、飛散終了日は5月10日でほぼ平年並みでした。最多飛散数は111.1個/cm <sup>2</sup> 、総飛散数は761.1個/cm <sup>2</sup> で平年よりやや多くなりました。飛散期間は56日間で平年より長くなりました。 平成21年は、花粉の飛散が少なかった平成20年の約2倍のスギ及びヒノキ花粉の飛散数となりましたが、平年と比較するとやや多い年となりました。花粉症の人にとってはつらい日も多かったものと思われます。
活用	花粉の飛散状況は、健康福祉局健康安全室を通じて日本気象協会に情報提供され、花粉の飛散予報に活用されています。また、この調査結果は、健康福祉局健康安全室及び衛生研究所のホームページで公開されます。

## ■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

## 取組状況

### 助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

#### ●主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、空きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2008年は1,128団体で総回収量は50,804トン、奨励金交付額は1億5241.2万円でした。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、軍手やごみ袋の配布など活動費の一部を補助しています。2008年度は、194団体15,257人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（約11.56t）を行いました。
市内統一美化活動	各区の美化運動実施支部の活動費を一部補助しています。市内全域で住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去などの清掃活動を行いました。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2008年度は、317団体に839.4万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2008年度は、315団体に1197.6万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2008年度は、171団体に505.2万円の補助金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2008年度は、13件、575.7万円の助成金が交付されました。
公園管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2008年度は359団体に2236.8万円の報奨金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金について金融機関と協調して融資を斡旋するとともに、利子の補給を行っています。2008年度は14件の利子補給を行いました。
DPF等装着補助	神奈川県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されたことから、事業者または個人を対象に、県条例に不適合となる車両（総重量3.5t超に限る）等に対し、八都県市指定のDPF、酸化触媒等の装着について2002年12月から補助を行ってきました。2008年度は、301台に助成金を交付しました。
エコドライブ支援装置等の装着助成	市内事業者が車両にエコドライブ支援装置またはアイドリングストップ装置の装着を行う際に、装着費の1/2の補助を2008年度から開始しています。
低公害車導入助成	市内事業者が天然ガス自動車やハイブリッド自動車の導入を行う際に、改造費の1/4の補助を行っています。2008年度は、26台に補助金を交付しました。
かわさき市民公益活動助成金	市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2008年度は環境領域も含め全体で63事業に対し交付しました。
民間建築物の含有調査及び除去等への補助制度	市内の民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する。

## 経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

### ● 主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料 (2004年4月から実施)	施設搬入：12円/kg
粗大ごみの処理手数料 (2004年4月から実施)	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	・可燃 施設搬入：12円/kg ・不燃 施設搬入：5円/kg

### 預託払戻制度 (デポジット制度)

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

## ■ 財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

## 財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

(単位：百万円)

	07年度事業費	08年度事業費	09年度計画費
大気	24,267.5	25,069.7	25,104.0
水質	4,341.7	3,563.7	4,009.7
土	94.3	100.0	113.0
化学物質	55.6	50.8	60.1
騒音・振動	8.5	8.0	8.8
水辺	379.2	430.5	404.2
緑	5,314.0	3,479.0	5,486.6
都市アメニティ	2,131.3	2,157.5	2,404.5
地球環境	41.1	91.8	137.5
資源・廃棄物	3,737.5	2,828.8	5,920.1
エネルギー	62.0	45.5	113.4
水循環	5.5	0.1	0.1
その他	10.3	39.3	32.3
合計	40,448.5	37,903.0	43,794.3